

行政代執行 事例1

			写真	事由
1	北海道室蘭市	H28年度		1960年(昭和35年)に建築された木造平屋建て約65㎡で、4月に敷地内の擁壁が崩落して斜面下の家屋が損壊する被害が発生。市は特措法に基づき、所有者の市外の50代男性に改善命令を出したが、男性は「資力がない」として応じなかったため、8月に代執行を決定。今後、擁壁と土砂を取り除く作業を進める。費用約800万円。
2	北海道豊浦町	H28年度		1945年(昭和20年)に建築された木造亜鉛メッキ鋼板ふきの2階建て、延べ床面積は116㎡。2006年(平成18年)から空き家になった。 <u>老朽化が激しく危険なため、解体・撤去の緊急性があったため</u> 、2月以降、所有者の70代女性に勧告書、通知書を送付したが、所有者は10月に死去した。 そのため、12月会議で建物の解体及び撤去の議案を提出し、可決された。解体費用は約130万円。
3	山形県川西町	H28年度		対象の倉庫兼車庫は町中心部にあり、木造3階建てで延べ床面積290㎡。築60年以上が経過し、隣接する東側の店舗に向かって傾いている。屋根は所有者が取り外したといい、柱やはり、壁などが激しく傷んでいる。2、3年前から「倒壊の危険がある」と住民が町に相談していた。しかし、所有者は、資金のめどが立たず、放置していた。除却費用数百万円は、全額を所有者に請求する
4	新潟県十日町市	H28年度		1969年(昭和44年)に建築された、木造2階建ての住宅、延床面積約150㎡で、20年以上に渡り空き家状態だった。平成25年までは屋根雪処理は行われていたが、26年の大雪で2階の一部が倒壊、以降、雪処理は行われておらず、降雪状況によっては市道、隣家への倒壊の危険性が非常に高いと判断。所有者が死去し、相続人全員が相続放棄したことから、財産管理人に対し勧告したが行わないため、行政代執行となった。費用約260万円は所有者に請求する。

行政代執行 事例2

			写真	事由
5	東京都品川区	H28年度		木造2階建ての一戸建ての住宅。平成18年頃より敷地内および建物内でごみの散乱状況が見られ、近隣から苦情が寄せられていた。 <u>前面道路は小学校の通学路に指定されており、外壁が一部崩壊状態でありこのまま放置することは危険な状況であった。</u> 管理者に対して勧告をしたが、期日までに履行されなかったため、 <u>「敷地内ゴミ20トンの撤去」、</u> <u>「建物は、撤去せずに、外壁と柱の補修」</u> することの行政代執行を行った。費用は確定後、所有者へ請求する。
6	東京都板橋区	H28年度		1958年(昭和33年)に建築された木造2階建て約41.01㎡、ゴミ約430㎡(130トン)、所有者の死亡後、法定相続人も相続放棄または死亡、 <u>建物が約11度傾斜し、倒壊の可能性が高い。敷地内残置物に放火による出火や周辺への延焼の恐れが危惧されており、係る事故を未然に防止する必要があると判断。</u> 費用:除却1980万円、廃棄物処理費300万円、相続財産管理人費用400万円、総額約2580万円)
7	東京都葛飾区	H27年度		1960年(昭和35年)に建築された、木造2階建て住宅、延床面積約34㎡で、老朽化が進み、壁面が大きく崩れている。いずれ倒壊することが不可避で、 <u>周辺に危害を及ぼす恐れが高いと判断した。</u> 前年7月に立ち入り調査を実施し、これまでに助言・指導や勧告などの手順順を踏んで老朽化対策を講じるよう働きかけたが、聞き入れなかったため、行政代執行となった。解体と廃材処分の費用約180万円。